

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会東京地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、平成8年6月から同年10月までは19万円、同年11月は20万円、同年12月から9年2月までは22万円、同年3月及び同年4月は20万円、同年5月から11年10月までは22万円、同年11月は28万円、同年12月から12年2月までは34万円、同年3月は28万円、同年4月から同年10月までは22万円、同年11月は26万円、同年12月から13年2月までは34万円、同年3月は26万円、同年4月から同年6月までは22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成13年8月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年6月1日から13年7月26日まで
② 平成13年7月26日から同年8月1日まで

A社に勤務していた申立期間①の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額に見合う標準報酬月額と相違している。給料支払明細書等を提出するので、記録を訂正してほしい。

また、申立期間②もA社に勤務していたことは確かなので、資格喪失日の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、平成8年6月、同年10月から9年8月までの期間、同年10月から11年5月までの期間及び同年7月から13年6月までの期間について、申立人か

ら提出された給料支払明細書から、申立人は、当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額を支払を受け、当該標準報酬月額より高い標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間①のうち、平成8年7月から同年9月までの期間、9年9月及び11年6月について、申立人は給料支払明細書を保有していないものの、申立人から提出された当該期間の前後の期間における給料支払明細書及び給与振込が確認できる預金通帳並びに平成9年度市民税・県民税特別徴収税額の通知書等から判断すると、当該期間においても前後の期間と同様の保険料控除額及び報酬月額であったと認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①の標準報酬月額については、上記給料支払明細書において確認又は推認できる保険料控除額又は報酬月額から、平成8年6月から同年10月までは19万円、同年11月は20万円、同年12月から9年2月までは22万円、同年3月及び同年4月は20万円、同年5月から11年10月までは22万円、同年11月は28万円、同年12月から12年2月までは34万円、同年3月は28万円、同年4月から同年10月までは22万円、同年11月は26万円、同年12月から13年2月までは34万円、同年3月は26万円、同年4月から同年6月までは22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無く不明としているものの、上記給料支払明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、上記給料支払明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②について、申立人から提出された平成13年8月分給料支払明細書及びA社の事業主の供述から判断すると、申立人は、申立期間②に同社に勤務していたことが認められる。

また、A社は、保険料の控除方法は翌月控除である旨回答しているところ、申立人から提出された上記給料支払明細書により、厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

したがって、申立期間②の標準報酬月額については、上記給料支払明細書において確認できる報酬月額から、11万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所に対し誤って提出したことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間②の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社の加入期間は6か月だと思うので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録によると、A社における申立人の離職日は昭和 48 年 9 月 29 日となっており、オンライン記録の資格喪失日と符合している。

また、A社の担当者は、同社が保管している申立人に係る社会保険台帳の資格喪失年月日は、昭和 48 年 9 月 29 日と記載されていることから、同年 9 月 28 日までの勤務は確認できるものの、申立期間の勤務実態及び退職日は分からない旨供述している。

さらに、申立人と同日に資格取得した者のうち、申立人が記憶する同僚二人を含む照会可能な 13 人に照会し、7 人から回答があったが、申立人を記憶する 4 人の中に申立人の退職日を記憶する者はいなかった。

加えて、昭和 48 年中の月末日資格喪失者 7 人に対しても照会したが、回答のあった一人は、申立人を記憶しているものの、申立人の退職日を記憶しておらず、給与明細書も保有していない旨回答している。

このほか、申立人の申立期間における勤務及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東東京厚生年金 事案 25610 (事案 1534、21866 及び 24829 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 4 月から 38 年 7 月 1 日まで
② 昭和 46 年 3 月 26 日から同年 6 月 10 日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から、申立期間には適用事業所になっていない等の理由により、記録訂正を行う必要が無い旨の回答があった。

その後、新たな情報として、申立期間①において通院し健康保険証を使用したことを証言してくれる友人を思い出したことから、再度申し立てたところ、当時使用した健康保険証を確認することはできず、当初の決定を変更すべき新たな事情に当たらないため記録訂正を行うことができない旨の通知があった。

3回目の申立てにおいて、新たな資料として、「国民年金保険料納付記録の照会について (回答)」を提出したが、当該資料からは申立期間①及び②の保険料控除を確認することができず、当初の決定を変更すべき新たな事情に当たらないため記録訂正を行うことができない旨の通知があった。

今回、姉の電話番号を新たな情報として提供するので、再度調査し、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係る申立てについては、i) A社が厚生年金保険の適用事業所であったのは、昭和 38 年 7 月 1 日から 46 年 3 月 26 日までであり、申立期間①及び②は適用事業所となっていないこと、ii) 同社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主から、申立人の勤務実態や厚生年金保険の取扱いについて確認することができないこと、iii) 同社において 38 年 7 月 1 日に厚生年金保険に加入した従業員は、自分は申立期間①に国民年金に加入していたと供述しており、46 年 3 月 26 日に被保険者資格を喪失した従業員は、同月から厚生年金保険料が控除されていなかったと供述し

ていることから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないとして、既に年金記録確認B地方第三者委員会（当時）の決定に基づき平成21年2月18日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その後、申立人は新たな情報として、申立期間①においてA社の健康保険証を使用し病院で受診したことを証明できる友人を思い出したので、調査してほしいと再度申立てを行っている。しかし、当該友人は、申立期間①に申立人が病院で受診したことは記憶しているものの、申立人が使用した健康保険証については記憶していないため、当該友人から申立人が当時使用した健康保険証を確認することはできない上、申立人が申立期間①及び②に受診したと供述している3か所の病院に再度照会を行ったが、いずれの病院も申立期間当時のカルテ等を保存していないと回答しているため、病院から申立人が当時使用した健康保険証を確認することはできないことから、既に年金記録確認B地方第三者委員会の決定に基づき平成23年11月24日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

3回目の申立てについて、申立人は、新たな資料として、「国民年金保険料納付記録の照会について（回答）」を提出し、A社に勤務し、保険料を納めていたと主張するとともに申立期間①及び②において同社の健康保険証を使用し病院で受診したことを証明できる友人に再度照会してほしいとしている。しかし、新たな資料として提出された「国民年金保険料納付記録の照会について（回答）」により、申立期間①は国民年金の被保険者期間ではあるが保険料は納付されておらず、申立期間②は国民年金への加入及び保険料納付が確認できないとされているものの、当該資料からは申立期間①及び②にA社の事業主から厚生年金保険料を控除されていたことは確認できないこと、また、申立人が名前を挙げた友人に再度照会したところ、当該友人は、申立期間①に申立人が病院で受診したことは記憶しているが、申立人が使用した健康保険証については記憶していないため、当該友人から申立人が当時使用した健康保険証を確認することはできないことから、既に年金記録確認関東地方第三者委員会の決定に基づき平成26年1月16日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は姉の電話番号を新たな情報として提供し、再度調査してほしい旨主張している。

しかしながら、申立人の姉は、申立人が病院に行ったことは記憶しているものの、その受診時期を記憶しておらず、申立人が使用した健康保険証についても不明である上、A社における社会保険手続についても不明である旨供述している。

以上のことから、今回、申立人が主張する新たな情報は、年金記録確認B地方第三者委員会及び年金記録確認関東地方第三者委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情に当たらず、そのほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。